

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和5年6月1日時点で利用可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、現在、市町等と調整中であり、調整が完了したのから、順次、一覧表を更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためにはパートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービス利用においては、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示が不要な場合があります。

3 縣市町別サービス一覧【伊豆の国市】

(令和5年6月1日現在)

| No. | 制度等名称 | 宣誓書受領証等の提示 | | 問合せ先 | | 備考 |
|-----|---------------------------------------|------------|----|-------------|------------------------------|---------------------------------------|
| | | 必要 | 不要 | 担当課 | 電話番号 | |
| 1 | 市営住宅の入居申込み | ○ | | 管財営繕課 | 055-948-1415 | |
| 2 | 課税・非課税・納税証明書の交付申請 | | ○ | 税務課 | 055-948-2918 | 他世帯の場合は委任状が必要です。 |
| 3 | 火葬・埋葬手続き | | ○ | 市民課 | 055-948-2901 | 死亡届はその他同居者も可能です。火葬・埋葬手続きは制限はありません。 |
| 4 | 犯罪被害者等遺族見舞金の支給 | ○ | | 社会福祉課 | 0558-76-8036 | 同一世帯のみ可能です。 |
| 5 | 罹災証明書の交付 | | ○ | 危機管理課・税務課 | 055-948-1482 | 世帯主以外は委任状が必要です。 |
| 6 | 母子健康手帳（妊娠届出） | | ○ | 健康づくり課 | 055-949-6820 | 同一世帯・他世帯にかかわらず委任状が必要です。 |
| 7 | パパママ学級への参加 | | ○ | 健康づくり課 | 055-949-6820 | |
| 8 | 公立保育園入園の申込 | ○ | | 幼児教育課 | 055-948-1447 | 他世帯の場合は、現に監護していれば可能です（同一世帯の保護者が優先）。 |
| 9 | パートナーを保護者とした教育・保育給付認定の申請 | ○ | | 幼児教育課 | 055-948-1447 | 他世帯の場合は、現に監護していれば可能です（同一世帯の保護者が優先）。 |
| 10 | パートナーを保護者とした施設等利用給付認定の申請 | ○ | | 幼児教育課 | 055-948-1447 | 他世帯の場合は、現に監護していれば可能です（同一世帯の保護者が優先）。 |
| 11 | 公立保育園・幼稚園・放課後児童クラブでの送迎 | | ○ | 幼児教育課・学校教育課 | 055-948-1447 055-948-1444 | |
| 12 | 里親 | | ○ | こども家庭課 | 0558-76-8008 | |
| 13 | 表彰予定者の遺族（パートナー）に対する表彰状又は感謝状の交付、記念品の贈呈 | ○ | | 市長公室 | 055-948-1431 | |
| 14 | DV相談 | | ○ | こども家庭課 | 0558-76-8008 | |
| 15 | 身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免 | | ○ | 税務課 | 055-948-2918 | 他世帯の場合も可能ですが、常時介護証明書が必要です。 |
| 16 | 介護保険居宅住宅改修費補助の申請 | | ○ | 長寿介護課 | 0558-76-8011 | |
| 17 | 要介護認定の申請 | | ○ | 長寿介護課 | 0558-76-8011 | |
| 18 | 在宅高齢者福祉サービスの申請 | | ○ | 長寿介護課 | 0558-76-8011 | |
| 19 | 後期高齢者医療制度の手続き | | ○ | 国保年金課 | 055-948-2905 | 他世帯の場合は委任状が必要です。 |
| 20 | 国民健康保険制度の手続き | | ○ | 国保年金課 | 055-948-2905 | 他世帯の場合は委任状が必要です。 |
| 21 | 生活保護 | | ○ | 社会福祉課 | 0558-76-8006 | 同一の住居に居住し、生計を一にしている者であれば他世帯でも対象となります。 |
| 22 | 生活困窮者自立支援事業 | | ○ | 社会福祉課 | 0558-76-8036 | 同一の住居に居住し、生計を一にしている者であれば他世帯でも対象となります。 |